

平成 21 年 4 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 井上雅彦

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメントの提出について

拝啓 貴会ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて平成 21 年 1 月 22 日に貴会より公表された標記の論点の整理につきまして、下記の通りコメントを提出いたしますので、よろしくお取りはからいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 論点 1 について

退職給付債務及び勤務費用の測定方法は、退職給付会計における最も重要な論点の一つであり、また、日本の退職給付制度に特有な部分もあるため、論点 1-2 で示されている内容を含めて今後包括的に議論していくことが望ましいと思われます。中でも、「国際的な基準との重要な不整合」や「将来勤務に係る部分の減額改訂と期間定額基準の関係（論点 7）」等に代表される期間定額基準の問題点を考慮すると、期間定額基準の見直しを優先するとの考え方もあると思います。

2. 論点 2-2 について

退職給付信託は設定当初の外部環境や導入目的から変化が生じており、実務上の商品バラエティも進んでいるため、会計処理に当たり実務上の判断に迷う場面もあります。また、IFRS の導入の際も同様の論点が生じるため、退職給付信託についての会計上の位置づけや基本的な考え方の再整理を行うことが望ましいと考えます。

3. 論点 8 について

キャッシュバランスプランなどハイブリッド型制度は現状も比較的多く導入されており、今後導入が想定されます。国際的な議論と歩調を合わせて検討することに異論はありませんが、日本でこの論点を正式に議論した経験がないと思われ、日本の実務事情も踏まえた検討を進めておくことが望ましいと思われ。

IASB の DP によれば、信用リスクの影響を織り込む「公正価値」による評価を提案しており、DP コメントを受けて今後方針が見直されることも想定されるものの、従来とは大きく異なる取り扱いとなる可能性があります。こうした影響を考えるとある程度時間をかけて議論しておくことも有益と思います。

4. 論点9について

日本独自の複数事業主制度の形態もあると思われ、多くの企業グループが採用しており影響も大きいことから、日本の実務事情も踏まえた検討を進めておくことが望ましいと思われま

す。論点の整理では、「我が国の複数事業主制度に係る連結財務諸表上の会計処理及び開示は、国際財務報告基準の取扱いと概ね同様と考えられる」とありますが、個別と連結との関係、親抜け連合型等の実務の取扱い等を考えると、実際にこのように言いきれるか疑問があります。IASB はフェーズ2でこれを論点として取り上げる方針でしたがフェーズ2は一旦延期される公算が大きいとのことなので、今後の影響を考えるとある程度時間をかけて議論しておくことも有益と思います。

以 上